

2 最低賃金審議会令

昭和34. 5. 4政令163号
 改正 昭和35. 6.20政令162号
 改正 昭和45. 5.30政令151号
 改正 平成11.12. 3政令390号
 改正 平成12. 6. 7政令309号
 改正 平成13. 9.27政令317号
 改正 平成17. 9.30政令306号
 改正 平成20. 4.25政令151号
 改正 平成22. 8. 4政令178号
 改正 平成28. 6.17政令238号
 (施行 平成28. 6.21)

(名称)

第1条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、18人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第25条第1項に規定する事項及び同条第2項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項（第4条第2項において「最低賃金決定等」という。）を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の推薦)

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命等)

第4条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦（厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（地方最低賃金審議会にあつては、委員）の3分の2以上又は労働者関係委員（中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をい

う。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)&及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。
(庶務)

第7条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (省略)